1．沿　　革

（1）畜産会の設立と経過

戦後年を経て国民所得が向上し、畜産物の需要が急速に伸びてきた。これに対応する生産の増強を図るため畜産技術指導の重要性が叫ばれるようになり、畜産団体の整備強化により指導体制確立の気運が高まった。

昭和 30 年 10 月 25 日の「畜産指導体制の強化に関する措置要綱」という農林省議の決定に基づいて、国及び県の指導により中央畜産会並びに都道府県畜産会が創立されることになった。

奈良県畜産会は、昭和 31 年 2 月に設立総会を開き、3 月 20 日に社団法人として農林大臣の許可を得て畜産経営診断指導事業の実施団体として発足した。以来民間における指導機関の中核として年とともにその地位を固め、事業の成果を高めてきた。

〈年度別経緯〉

昭和30年10月25日	「畜産指導体制の強化に関する措置要綱」農林省決定
昭和30年10月31日	社団法人中央畜産会設立
昭和31年 2月14日	奈良県畜産会設立準備会及び設立発起人会開催
昭和31年 2月 24日	奈良県畜産会設立総会
昭和31年 3月 20日	社団法人奈良県畜産会　農林大臣設立許可
昭和31年 4月 3日	登記完了
昭和31年 4月	「畜産技術経営診断指導事業」始まる
昭和39年 4月	「畜産コンサルタント事業」始まる
昭和41年 4月	「畜産技術改良中核農家群育成事業」始まる
昭和46年 4月	「共同利用施設等診断指導事業」始まる
昭和47年 4月	「特別診断指導事業」始まる
昭和51年 4月	「畜産技術導入等部門診断指導事業」始まる
昭和57年 4月	畜産コンサルタント事業」は畜産経営技術高度診断指導事業として畜産総合対策に組入れられて引継
昭和60年 4月	「畜産振興資金借受者診断指導事業」始まる
昭和61年 4月	「肉用牛生産経営技術改善事業」始まる
平成 元年 4月	「畜産経営簡易診断指導推進事業」始まる
平成 2年 4月	事務所を県畜産課から農業振興会館に移転する

平成　4年 4月	畜産経営技術高度診断指導事業を拡充して「畜産経営技術指導体制整備強化事業」始まる
平成　6年 4月	「畜産経営技術高度化支援指導事業」として地域相談
平成　7年 4月	窓口業務等拡充
平成13年 4月	「畜産経営技術高度化促進事業」として情報提供業務を拡充
平成13年 4月	社団法人奈良県家畜畜産物衛生指導協会の業務を継承し衛生指導業務を開始する
	「肉用牛肥育経営安定対策事業」として地域基金を造成し、補てん金の交付等により肥育経営の安定対策業務を開始
平成24年 3月	社団法人奈良県肉用子牛価格安定基金協会の業務を継承し、肉用子牛価格安定業務を開始する。
平成25年 4月	一般社団法人奈良県畜産会として業務を開始する。

２．会　組　織

ア.会　　員

県域農業団体連合会、農業協同組合、畜産関係団体及び行政関係機関等が会員となり構成されている。

令和４年度会員数　５０会員（正会員１１、準会員１６、衛生指導基金会員４３、子牛寄託金会員３９）

イ.役　　員（１８名）

代表理事会長（１名）　代表理事副会長（３名）　専務理事（１名）　理事（９名）

監事（３名）　顧問（１名）

ウ.常勤役職員（７名）

総括畜産コンサルタント　（１名）

エ.事務所

橿原市城殿町 459 番地　　大和平野土地改良区 内